

居宅介護支援事業所南二日町  
重要事項説明書

1 <事業所の概要>

種 別	指定居宅介護支援事業所
名 称	居宅介護支援事業所南二日町
所在地	〒411-0832 三島市南二日町 5 番 41 号 (介護老人福祉施設 南二日町 1 階)
電話番号	0 5 5 - 9 8 3 - 1 2 0 0 (代表) 0 5 5 - 9 8 3 - 1 2 0 3 (直通)
FAX 番号	0 5 5 - 9 8 3 - 1 2 1 8
管理者	湯川 孝子
事業所番号	2 2 7 0 6 0 1 2 1 0
営業日	月曜日～土曜日 ( 1 2 月 3 0 日～1 月 3 日を除く)
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 * 緊急時は 2 4 時間連絡可能
職員の体制	管理者 (主任介護支援専門員) 1 名 (兼務) 主任介護支援専門員 1 名以上 介護支援専門員 1 名以上 事務職員 常勤 1 名 (兼務)

2 <居宅介護支援の内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・ 利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者とその家族の希望等を踏まえたうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・ 障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合は、特定相談支援事業者の相談支援専門員と連携し、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④ 介護保険施設への紹介

利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### 3 <居宅介護支援に関する留意事項>

- ① 利用者が病院又は診療所に入院した際は、入院時における医療機関との連携を促進するため、院先医療機関に担当介護支援専門員の事業所名、氏名、連絡先の提供を依頼します。
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることが可能です。
- ③ 事業者は、公正中立性の確保について、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービス利用割合及びサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合上位3位までを別紙の通り報告、説明します。

### 4 <利用料金>

#### ① 居宅介護支援に関する利用料金

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第20号）に規定されるサービスを受けた場合は、所定の単位数が加算されます。

事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料金規定については「重要事項説明書別紙」のとおりです。

#### ② 交通費

通常の事業の実施地域以外の地区に居住する利用者で、当事業所の居宅介護支援を利用される場合は、居宅介護支援の提供に際し交通費として1km×¥50のご負担をいただきます。

〔通常の事業の実施区域〕

三島市、函南町、長泉町、清水町、沼津市（大平・大岡）の各地域とします。

### 5 <感染症対策>

事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

### 6 <虐待防止>

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の措置、指針の整備、研修等必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に報告します。

#### 7<身体拘束廃止>

事業所は、居宅会議支援事業所であるため、身体拘束を直接行うことはありません。ただし、サービス利用にあたり、関係事業所において身体拘束、その他の行動制限がやむを得ず行われる場合には、その必要性や内容について利用者・ご家族への説明が行われるよう連携を図ります。事業所は、利用者の権利を尊重し、身体拘束廃止に向けた取り組みを推進します。

#### 8<ハラスメント防止>

事業所は、職員の人権保護および適切なサービスを提供する観点から、業務上に範囲において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための措置を講じるものとします。

#### 9<業務継続計画>

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

#### 10<苦情受付>

事業所は、当該指定居宅サービス事業者等に対する苦情やご相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置し必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には当該苦情内容を記録し必要な改善を行います。

##### 苦情受付窓口

電話番号	055-983-1203
FAX番号	055-983-1218
担当	管理者 主任介護支援専門員 湯川 孝子
対応時間	営業日 午前8:30~午後17:30

##### 行政機関その他苦情受付機関

三島市役所 介護保険課	TEL	055-983-2607
函南町役場 福祉課	TEL	055-979-8126
長泉町役場 長寿介護課	TEL	055-989-5511
清水町役場 福祉介護課	TEL	055-981-8213
沼津市役所 長寿福祉課	TEL	055-934-4873
静岡県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	TEL	054-253-5590

11 <第三者委員>

あなたが苦情相談窓口では言い難いこと、施設に対する不満等苦情相談に社会性や客観性を確保し、あなたの立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を配置しております。又、あなたより寄せられた苦情及びその解決等について、館内掲示により公表します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県三島市南二日町5番41号

名称 社会福祉法人華翔会 居宅介護支援事業所南二日町

説明者 説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印